証券コード　3670
2026年６月４日
(電子提供措置の開始日　2026年６月１日)

株　主　各　位

東京都港区浜松町一丁目９番10号
協立情報通信株式会社
代表取締役　　佐々木　修

第61期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。
　さて、当社第61期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
　本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに「第61期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト：
https://www.kccnet.co.jp/ir/stock_meeting.html
また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも電子提供措置事項を掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト：
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
上記ウェブサイトにアクセスして、銘柄名に「協立情報通信」又は証券コードに「3670」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、ご確認いただけます。

名古屋証券取引所ウェブサイト：
https://www.nse.or.jp/listing/search/
上記ウェブサイトにアクセスして、銘柄名に「協立情報通信」又は証券コードに「3670」を入力・検索し、「適時開示情報」を選択のうえ「株主総会招集通知/株主総会資料」欄からご確認いただけます。

　なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2026年６月22日（月曜日）午後５時40分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1.　日　　時　　2026年６月23日（火曜日）　午前10時30分　(受付開始時間　午前10時00分)
2.　場　　所　　東京都港区海岸一丁目11番２号　ホテル アジュール竹芝　14階　「天平の間」
　　(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3.　会議の目的事項
　報告事項　第61期（2025年４月１日から2026年３月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
　決議事項　議案　取締役７名選任の件
4.　議決権の行使等についてのご案内
　（２ページに記載の「議決権の行使等についてのご案内」をご参照ください。)

以　上

議決権の行使等についてのご案内

(1) 書面投票で重複して議決権が行使されるときは、最後に当社に到達したものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
(2) 株主総会当日、代理人により議決権を行使される場合は、当社の議決権を有する他の株主１名に委任することができます。この場合、代理権を証明する書面をご提出ください。
(3) 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、紙資源節約のため本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
(4) 当日ご出席の際は、株主ではない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方は、ご入場いただけませんのでご注意ください。
(5) 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
(6) ご送付いたしました書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、本書面では、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、下記の事項を除いております。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
   ・ 計算書類のうち「個別注記表」
(7) 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

以上

来場される株主様へのご案内

・会場でのサポートが必要な方は、準備の都合上、2026年６月15日（月）までに、下記までご連絡ください。
　協立情報通信株式会社 総務課　電話 03-3434-3141　受付時間 土・日・祝日を除く平日9:00～17:00
・株主総会当日は、お土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

〈メ　モ　欄〉

第61期 事 業 報 告

（2025年 4 月 1 日から
2026年 3 月31 日まで）

1.会社の現況に関する事項

（1）事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな回復基調が続いております。一方で、米国の通商政策をはじめとする不安定な国際情勢による企業収益の下振れリスクや、物価上昇の継続が個人消費に及ぼす影響など、先行きについては依然として不透明な状況が続いております。

当社の事業領域であるICT（情報通信技術）関連業界においては、人手不足の深刻化や業務プロセスの効率化といった企業課題への対応策として、DX化を通じたソリューションへのニーズが一層高まっております。特に、AIを活用した新たなIT技術やソフトウェアの刷新など、企業の生産性向上及び競争力強化を目的としたICT投資需要は堅調に推移しております。

携帯電話業界においては、音声サービスにとどまらず、各種のコンテンツ・サービスが日々拡充されております。AI搭載型スマートフォンの登場などにより、今後の実用性や利便性のさらなる向上が期待される一方で、端末価格の高騰に伴う買い替えサイクルの長期化や、通信事業者による各種施策の動向など、販売環境の変化については引き続き注視が必要な状況にあります。また、ポイントサービスやクレジットカードをはじめとする金融サービスなど、顧客の経済圏と連動したサービス展開を通じた通信事業者各社の競争は一段と激しさを増しており、店舗の役割も物販にとどまらず、顧客起点のビジネス展開の深化が求められるなど、その運営形態は変化しております。

このような事業環境のもと、当社は「中期経営計画2025」に掲げる基本戦略である「事業別ポートフォリオの再構築」「継続収益の拡大」「サステナビリティ」を推進し、主要パートナー企業５社（*１）の製品・サービスを融合させた経営情報ソリューション（*２）の展開を進めてまいりました。

ソリューション事業においては、業務システムのクラウド移行サービス及びその活用基盤となるPCインフラの改善、並びに保守サポートをはじめ、通信サービスとモバイル事業との連携やパートナー企業との協業を通じた新規案件の創出に努め、サービス拡大を推進いたしました。また、モバイル事業においては、自社サービスとキャリアサービスを連携させた取り組みなど販売方針の転換を進め、法人サービス・店舗サービスともに物販収益に加え、インセンティブ収益やストック収益の獲得にも注力してまいりました。

協立情報コミュニティー（*３）においては、法改正対応や業務のDX推進に加え、モバイル・AI・セキュリティをテーマとしたソリューションフェアや個別相談会の開催などを通じて、当社ソリューションサービスの訴求及びPRを行うとともに、顧客の業務改善を支援してまいりました。

その結果、当事業年度の業績は、売上高5,140,326千円（前年比14.8％増）、営業利益474,994千円（同59.0％増）、経常利益476,361千円（同57.8％増）当期純利益316,186千円（同84.0％増）となりました。

(*1)　株式会社NTTドコモ、日本電気株式会社、株式会社オービックビジネスコンサルタント、日本マイクロソフト株式会社、サイボウズ株式会社の５社。

(*2)　「情報インフラ」、「情報コンテンツ」、「情報活用」の３つの分野に対応した当社のワンストップソリューションサービスの総称です。

(*3)　当社の提案するソリューションを、顧客に体験いただく場であるとともに、顧客やパートナー企業と新たなソリューションを共創する施設です。また、情報活用能力の開発支援を目的としたソリューションスクールを展開しております。

事業別の主な事業内容及び概況は次のとおりです。

① ソリューション事業

【主な事業内容】

顧客の業務効率化と情報共有による「企業価値の最大化」をサポートすることを目的に、ICTと情報活用の推進、及びリテラシー向上を支援する各種ソリューションの提供

イ. 情報インフラソリューション
情報・通信インフラの構築・工事・保守・運用支援、情報通信機器のレンタル

ロ. 情報コンテンツソリューション
基幹業務ソフトの販売・導入・保守・運用サポート、運用改善コンサルティング、クラウドサービスの導入・活用支援

ハ. 情報活用ソリューション
ICT及び情報活用に関する定期講座・個別教育・出張講座の実施、eラーニングの提供

【概況】

ソリューション事業においては、Windows10及び奉行ソフトウェアのサポート終了、既存顧客におけるPBXの経年化などに伴う各種更改需要の高まりを追い風に、ネットワークインフラ改善や奉行ソフトウェアのクラウド移行が堅調に推移いたしました。また、PBX更改を契機とした通信・ネットワーク・モバイルソリューションを融合した社内コミュニケーションシステムの改善提案など、事業部門間におけるクロスセル活動を活性化させ、業績拡大を図りました。

新規顧客への取り組みとしては、パートナー企業との連携による提案活動を進めるとともに、基幹業務ソリューションやAI、ネットワークセキュリティなどの業務活用をテーマとしたイベントやハンズオンセミナー・相談会を協立情報コミュニティーにて運営及び実施し、案件の創出にも注力いたしました。

この結果、ソリューション事業では、売上高2,070,787千円（前年比24.5％増）、営業利益608,087千円（同26.0％増）となりました。

② モバイル事業

【主な事業内容】

スマートフォン・タブレット等の販売、料金プランのコンサルティング、故障受付等のアフターサービスの提供

イ. 法人サービス事業
モバイルソリューションの提供、法人向け各種サービスの契約取次

ロ. 店舗事業
ドコモショップの運営（東京都内２店舗、埼玉県内３店舗）

【概況】

法人サービス事業においては、新規顧客獲得活動に注力したことにより、端末販売数及び端末契約数は堅調に推移し、通信事業者による端末のレンタル施策の影響を補う形となりました。また、端末サポートサービスによる収益は前年同期水準を上回るとともに、パートナー企業とのソリューション展開や

販売インセンティブ収入も寄与し、営業利益は堅調に推移いたしました。

店舗事業においては、３月のFOMAサービス終了に伴う乗り換え需要の高まりを背景に、端末販売数は堅調に推移いたしました。さらに、販売環境の改善やスタッフの意識醸成・提案能力向上に継続して取り組み、モバイルセキュリティやdカードをはじめとする、各種提案商材の販売による継続収入が、利益水準の底上げに寄与いたしました。

この結果、モバイル事業では、売上高3,069,539千円（前年比9.1％増)、営業利益312,962千円（同34.3％増）となりました。

事業別の当事業年度の販売実績は、次のとおりです。

【事業別売上高及び営業利益】

（単位：千円)

		第60期 2025年３月期 (前事業年度)		第61期 2026年３月期 (当事業年度)	
		金　額	構成比	金　額	構成比
ソリューション事業	売上高	1,663,778	37.2%	2,070,787	40.3%
	営業利益	482,630	161.6%	608,087	128.0%
モバイル事業	売上高	2,812,248	62.8%	3,069,539	59.7%
	営業利益	232,993	78.0%	312,962	65.9%
全社共通	売上高	－	－	－	
	営業利益	△416,894	△139.6%	△446,054	△93.9%
合　　計	売上高	4,476,026	100.0%	5,140,326	100.0%
	営業利益	298,729	100.0%	474,994	100.0%

（注）全社共通は、各事業に属さない全社共通費用で、主に一般管理部門に係る費用です。

(2) 設備投資等の状況

当事業年度における設備投資等の金額は39,040千円となりました。

事業別の設備投資は、次のとおりです。

① ソリューション事業・・・賃貸用機器に37,645千円及び業務用事務機器の入替に206千円の投資を行っております。

② モバイル事業・・・・・・業務用事務機器の入替に893千円の投資を行っております。

③ 全社共通・・・・・・・・社内の内装に296千円の投資を行っております。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、経営理念のもと、企業価値の向上に向けて次の事項に取り組んでまいります。

① ワンストップソリューションサービスによるDX化支援強化

ソリューション事業においては、当社の強みであるワンストップソリューションサービスを軸に、顧客の経営課題・業務課題の解決に資するDX化支援をさらに推進してまいります。

AI・クラウド分野における導入支援の高度化を図るとともに、パートナー企業の製品・サービスを横断的に融合したソリューションを提供することで、顧客の情報システム全般にかかわる運用を一体的かつ継続的に支援するサービスの拡充を進めてまいります。あわせて、提供体制の強化、サポートメニューの体系化、及び連携ソリューションの拡充を進め、顧客との継続的な関係構築とサービス提供価値の向上を目指してまいります。

② モバイル事業の利活用サポート強化

法人サービス事業においては、ソリューション事業との連携強化およびパートナー商材の活用を通じ、法人向けICTソリューションにおける提案の幅と付加価値の向上に取り組んでまいります。端末販売・契約に加え、モバイル運用・活用支援に関する継続的なサービス提供を強化することで、安定的な収益基盤の構築と法人向けサービス領域の拡大を図ってまいります。

店舗事業においては、人員体制の最適化及びスタッフの提案力向上を進め、モバイルの利活用提案を一層深化させてまいります。また、顧客視点に立ったサービス提供を通じ、快適なスマートライフの実現に貢献するとともに、顧客満足度の向上に努めてまいります。

③ サステナブル経営の推進

地域社会への貢献を念頭におき、当社経営理念に則したサステナブル経営の推進を目指してまいります。また、法令を遵守し、環境に配慮した製品の選定とご提供により、環境汚染防止、リサイクル性向上など、より良い社会環境の構築と地球環境保護に貢献してまいります。

④ 人材の採用・育成及び環境の整備

当社は、経営方針を理解し、自ら考え行動できる自律型人材の確保・育成を重要な経営課題と位置付けております。多様な人材の採用及び育成を進めるとともに、従業員一人ひとりが「知」の価値を高め、創造性を発揮しながら成長できる環境整備と、多様性を尊重する組織風土の醸成に取り組んでまいります。

社是に掲げる「知・興・心」の精神のもと、役員・従業員が一丸となってこうした課題に取り組んでまいります。株主の皆様におかれましては、何卒ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

社是

知
学ぶことを常とし
万事これ知を以て開く

興
勇敢と忍耐を以て
希望ある未来を興す

心
信義誠実を旨とし
信頼の輪を広げる

知興心こそ充実の源なり

経営理念

知と情報の新結合は社会と
企業の繁栄をもたらす源である
我が社は経営情報ソリューション
において比類なき利用性・安全性・
創造性を追求し 以て
顧客の発展並びに社員の進化・
充実を図り
永遠の誇りある活動を推進する

(5) 財産及び損益の状況

区　分		第58期 2023年３月期	第59期 2024年３月期	第60期 2025年３月期	第61期 2026年３月期 (当事業年度)
売上高	(千円)	4,909,075	5,469,102	4,476,026	5,140,326
営業利益	(千円)	163,179	283,411	298,729	474,994
経常利益	(千円)	182,026	285,828	301,887	476,361
当期純利益	(千円)	115,417	258,170	171,821	316,186
１株当たり当期純利益	(円)	96.38	215.53	143.45	263.97
総資産	(千円)	2,845,964	3,278,519	3,198,137	3,764,654
純資産	(千円)	1,821,674	2,014,703	2,119,478	2,369,786
１株当たり純資産額	(円)	1,520.81	1,682.00	1,769.47	1,978.44

(注) 第59期の当期純利益には、子会社合併に伴う特別利益70,726千円が含まれております。

売上高 (千円)

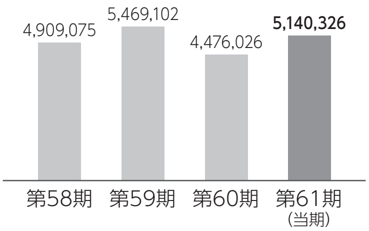

営業利益 (千円)

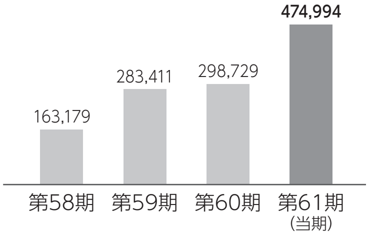

経常利益 (千円)

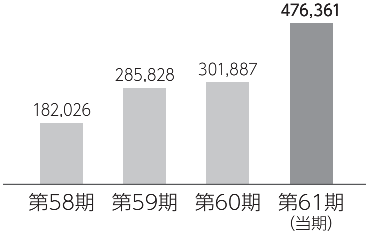

当期純利益 (千円)
１株当たり当期純利益 (円)

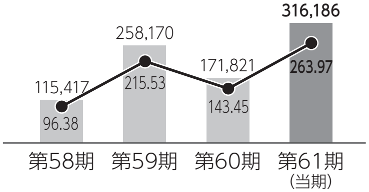

総資産 (千円)

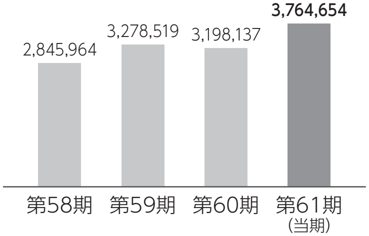

純資産 (千円)　**１株当たり純資産額** (円)

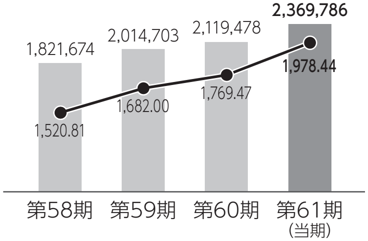

(6) 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 会社の主要拠点等及び従業員の状況

① 主要な支店及び営業所

名　称	所　在　地
本　社	東京都港区浜松町一丁目９番10号
新　宿　支　店	東京都新宿区西新宿一丁目３番13号
横　浜　営　業　所	神奈川県横浜市中区尾上町六丁目86番１号
ドコモショップ八丁堀店	東京都中央区八丁堀二丁目23番１号
ドコモショップ三郷店	埼玉県三郷市幸房131番地１

② 会社の使用人の状況

区　分	従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
男　性	115	41.1	15.3
女　性	62	36.9	12.3
合　計	177 （前事業年度末比△９名）	39.6	14.3

（注）上記のほか、臨時従業員（契約社員、派遣社員等）の年間平均人数は30名です。

(8) 主要な借入先

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２.会社の株式に関する事項

（1）発行可能株式総数　　　4,800,000株

（2）発行済株式の総数　　　1,197,804株（自己株式7,796株を除く）

（3）当事業年度末の株主数　　　954名

（4）大株主

株　主　名	持　株　数	持　株　比　率
日茂株式会社	370,488株	30.9%
佐々木　茂則	360,773株	30.1%
佐々木　綾子	32,109株	2.7%
木村　俊一	16,000株	1.3%
株式会社ＳＢＩ証券	14,895株	1.2%
協立情報通信従業員持株会	12,900株	1.1%
谷川　崇	12,700株	1.1%
ＪＰモルガン証券株式会社	9,300株	0.8%
豊証券株式会社	9,000株	0.8%
佐々木　そのみ	8,830株	0.7%

（注）持株比率は自己株式7,796株を控除して計算しております。

（5）その他株式に関する重要な事項
　該当事項はありません。

３.会社の新株予約権等に関する事項

（1）当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要
　該当事項はありません。

（2）当事業年度中に当社使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要
　該当事項はありません。

4.会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の氏名等

地　位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	佐々木　茂　則	－
代表取締役社長	佐々木　　修	－
常務取締役	堺　澤　　顕	執行役員 経営情報ソリューション部長
取締役	渡　辺　正　志	執行役員 モバイル事業部長 兼 法人サービス部長
取締役	藤　井　晴　人	執行役員 情報通信システム部長 公共情報通信システム部 管掌
取締役（社外）	堀　本　勝　敬	－
取締役（社外）	伊　藤　行　正	－
常勤監査役	藤　瀬　英　明	－
監査役（社外）	茂　呂　　眞	－
監査役（社外）	竹　岡　哲　朗	－

（注）1. 取締役 堀本勝敬氏 及び 伊藤行正氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。

2. 代表取締役社長 佐々木修氏は、2025年６月24日開催の第60期定時株主総会終結の時をもって、当社の常勤監査役を辞任いたしました。

3. 監査役 茂呂眞氏 及び 竹岡哲朗氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。

4. 監査役 茂呂眞氏は上場会社の監査役としての経験から、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。

5. 取締役 堀本勝敬氏 及び 伊藤行正氏、監査役 茂呂眞氏につきましては、独立役員として東京証券取引所及び名古屋証券取引所に届け出ております。

6. 取締役 堀本勝敬氏 及び 伊藤行正氏、監査役 茂呂眞氏 及び 竹岡哲朗氏と当社は、会社法第423条第１項の損害賠償責任を法令が定める限度額に限定する契約を締結しております。当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役又は監査役が責任の原因となった職務の執行において善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(2) 当事業年度に係る役員の報酬等の総額

区　分	支給人数	報酬等の額	摘　要
取締役 (うち社外取締役)	8人 (2人)	77,200千円 (6,600千円)	
監査役 (うち社外監査役)	4人 (2人)	16,650千円 (6,450千円)	
計	12人	93,850千円	

(注) 1. 当事業年度末現在の取締役は7名、監査役は3名であります。

2. 上記報酬等には、2025年6月24日開催の第60期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名の在任中の報酬等の額を含んでおります。

3. 上記報酬等には、役員賞与16,000千円を含んでおります。

4. 上記報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

5. 役員の報酬等の額又はその算定方法に関する方針の内容及び決定方法

① 取締役の基本報酬は、2025年6月24日開催の取締役会において、当社の経営状態を熟知する代表取締役社長佐々木修氏に、各取締役の評価及び報酬額等の配分を一任する決議を行いました。同氏は、その権限に基づき、各取締役の担当する職務、責任、業績及び貢献度を総合的に評価し、個人別の報酬等の額を決定していることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものと判断しております。

② 監査役の報酬につきましては、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

6. 役員の報酬限度額は、2011年5月27日開催の第46期定時株主総会で取締役が年額100,000千円、監査役が年額20,000千円と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名、監査役の員数は3名（内社外監査役1名）であります。

(3) 社外役員に関する事項

区　分	氏　名	主な活動状況
取締役	堀本　勝敬	当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに出席し、会社経営の経験に基づく見地から意見を述べるほか、疑問点を明らかにするために適宜質問するなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行いました。
取締役	伊藤　行正	当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに出席し、会社経営に関する専門的な知識と幅広い見識並びに通信システム関連の幅広い経験と知識を持ち、客観的で高度な視野から、当社の事業運営に対して意見を述べるほか、疑問点を明らかにするために適宜質問するなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行いました。
監査役	茂呂　眞	当事業年度に開催された取締役会13回のすべて、監査役会18回のうち16回に出席し、上場会社における取締役（監査等委員）、監査役としての知見と経験から意見を述べるほか、疑問点を明らかにするために適宜質問するなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行いました。
監査役	竹岡　哲朗	当事業年度に開催された取締役会13回のすべて、監査役会18回のすべてに出席し、上場会社における代表取締役としての経験や、モバイル業界の幅広い知見から意見を述べるほか、疑問点を明らかにするために適宜質問するなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行いました。

5.会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称
　城南監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額
　公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額　20,040千円
　(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由
　監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況や報酬見積もりの算出根拠などを確認し、報酬額の相当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第１項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
　監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合又は会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受け、当社を担当する監査チームがこれに関与していると認められた場合等は、監査役全員の合意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会にて選定された監査役が、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。
　また、会計監査人の適格性、独立性、専門性その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

６.業務の適正を確保するための方針

当社は、2020年３月18日開催の取締役会で、以下のとおり、「内部統制システム構築の基本方針」を改定する決議を行いました。当社は、この基本方針に基づく内部統制システムの運用状況を絶えず評価し、必要な改善措置を講じるほか、この基本方針についても、不断の見直しによって改善を図り、より実効性のある内部統制システムの構築・運用に努めます。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 取締役及び使用人が、法令及び定款を遵守し、高い倫理観をもって行動するよう「企業倫理綱領」、「企業行動規範」及び「コンプライアンス規程」を定める。

② コンプライアンスとリスク管理を総合的に推進するために「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、管理全般管掌者をコンプライアンス総括責任者として、当社のコンプライアンスを推進する。

③ 取締役及び使用人からのコンプライアンスに係る申告等に応じる窓口を設置し、適切な運用を図り、法令違反行為又はそのおそれのある事実の早期発見に努める。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 「リスク管理規程」を定め、「リスク・コンプライアンス委員会」で当社の企業活動全般に係る個々のリスクの識別・分類・分析・評価・対応を行う。

② 「リスク・コンプライアンス委員会」は、当社の事業に関する重大なリスクを認識したとき、又は、重大なリスクの顕在化の兆しを認知したときは、速やかに常勤役員及び執行役員で組織する「実務役員会」にその状況を報告するとともに、特に重要なものについては、取締役会及び監査役会に報告する。

③ 大規模な事故、災害、不祥事等が発生した場合には、「経営危機管理規程」に基づき、「経営危機対策本部」を設置し、社長を本部長として必要な対策を講じる。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社は、定時取締役会を毎月１回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、関係法令、経営判断の原則及び善良なる管理者の注意義務等に基づき、当社の経営に関する重要事項についての決定を行うとともに、取締役は、職務の執行状況について適宜報告する。

② 取締役会で決定された当社の年間予算の進捗状況については、取締役会で監督するほか、原則として毎月１回以上開催する「実務役員会」で報告を受け、要因分析と改善策の検討を行う。

③ 取締役会の決定に基づく業務執行は、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」に、その執行者や手続について詳細に定める。

(4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会及び取締役会等の重要会議の議事録及び稟議書等の取締役の職務執行に係る文書並びにその他重要な記録・情報は、「内部情報管理規程」、「文書管理規程」、「情報セキュリティ管理規程」等の社内規定に従い適切に保存・管理する。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、代表取締役は監査役と協議のうえ、使用人を当該使用人として指名する。

② 監査役が指定する補助すべき業務については、当該使用人への指揮命令権は監査役に移譲されるものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

③ 当該使用人の人事評価については、常勤監査役の同意を要するものとする。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況及び内部統制の状況、重要な委員会の活動等について報告を行う。

② 監査役に報告を行ったことを理由として、当該報告者が不利益な取扱いを受けないよう「公益通報者保護規程」に準じて、当該報告者を保護する。また、報告を行ったことを理由として、当該報告者が不利益な取扱いを受けていることが判明した場合は、同規程の定めに準じ、不利益な取扱いを除去するために速やかに適切な措置を取る。

③ 主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類は、監査役の閲覧に供する。

④ 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会に出席するほか、必要と認める重要会議に出席できる。

⑤ 監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、代表取締役の経営方針を確認するとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

(7) 監査役の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

① 監査役は、監査費用の支出にあたっては、その効率性及び適正性に留意し、職務執行上必要と認められる費用について、あらかじめ年度末に来期予算を提出する。但し、緊急又は臨時に支出した費用及び交通費等の少額費用については、事後、会社に償還を請求することができる。

② 会社は、当該請求に係る費用が監査役の職務執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒まない。

(8) 財務報告の信頼性を確保するための体制

社長を最高責任者とした財務報告に係る内部統制システムを構築・運用し、金融商品取引法その他法令に基づき、そのシステムが適正に機能することを継続的に評価・維持・改善を行う。

(9) 反社会的勢力排除に向けた体制

① 当社は、「企業倫理綱領」及び「企業行動規範」に従い、反社会的勢力とは一切の関係を持たない。

② 新規取引を開始する場合、反社会的勢力に関する担当部署である総務課で反社会的勢力との関与の有無を十分に調査し、調査の結果、反社会的勢力との関与が認められた場合、又は関与の可能性があると判断された場合は、取引を開始しない。

③ 反社会的勢力から接触があった場合は、「反社会的勢力対策規程」及び「反社会的勢力対策マニュアル」に従い、管理全般管掌者を総括責任者、総務課長を対応責任者とし、所轄警察、顧問弁護士とも緊密な連携を図り、迅速かつ組織的に毅然と対応する。

７.内部統制システムの運用状況の概要

(1) 内部統制全般

「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、内部監査室が年間の監査計画を策定し、業務執行が適正かつ効率的に行われているかを監査しています。

(2) コンプライアンス

「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンス上の個別課題については、リスク・コンプライアンス委員会が中心となって協議、モニタリングしております。また、内部通報制度においては、監査役及び顧問弁護士を通報窓口として運用しています。

(3) リスク管理

リスク・コンプライアンス委員会を４回開催し、主に労務管理面での社内におけるリスク対策を検討し、所要の対応策を実施しました。また、労働安全衛生面における職場環境の改善に注力しました。

(4) 取締役の業務執行

取締役会を13回開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項の決定、業務執行状況の報告及び監督を行いました。取締役会では、意見交換や質疑応答も活発に行われ、その要旨を議事の結果とともに議事録に記録しております。また、実務役員会では、取締役会で決議された年間予算の進捗状況について報告し、所要の対応策を実施しました。

(5) 監査役監査

監査役会を18回開催し、監査方針や監査計画の協議・決定、職務の執行状況の報告を行うとともに、すべての取締役会、実務役員会及び内部監査の講評会に出席し、監査役として意見を述べるほか、代表取締役や他の役職者との個別面談を13回実施し、意見交換を行いました。

(本事業報告中の記載金額は表示単位未満を切り捨て、比率は四捨五入として表示しております。なお、掲載されているグラフ・画像は、ご参考として掲載したものであり、事業報告の内容を構成するものではありません。)

８.剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要施策として位置づけており、配当原資確保のための収益力を強化し、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。

この基本方針に基づき、当期につきましては、2026年５月13日開催の取締役会において、次のとおり剰余金の配当に関する決議をいたしました。

期末配当に関する事項

① 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式　１株につき金65円　総額　77,857,260円

② 剰余金の配当が効力を生ずる日

2026年６月５日

貸 借 対 照 表

2026年３月31日現在

（単位：千円）

科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	2,861,187	**流動負債**	1,084,506
現金及び預金	1,764,154	買掛金	442,738
売掛金	793,648	未払金	101,287
商品	94,907	未払費用	84,369
仕掛品	82,405	未払法人税等	154,132
原材料及び貯蔵品	5,810	未払消費税等	55,079
前払費用	100,457	契約負債	45,418
未収入金	19,968	預り金	47,980
その他	405	賞与引当金	153,500
貸倒引当金	△569	**固定負債**	310,361
固定資産	903,466	退職給付引当金	257,821
有形固定資産	420,431	資産除去債務	52,540
建物	85,612	負債合計	1,394,867
構築物	187	科　　目	金　　額
工具、器具及び備品	71,197	（純資産の部）	
土地	263,433	**株主資本**	2,367,781
無形固定資産	4,464	資本金	204,200
ソフトウェア	3,535	資本剰余金	140,330
その他	928	資本準備金	4,200
投資その他の資産	478,571	その他資本剰余金	136,130
投資有価証券	11,650	利益剰余金	2,028,780
出資金	320	利益準備金	50,543
長期前払費用	3,929	その他利益剰余金	1,978,236
繰延税金資産	192,245	繰越利益剰余金	1,978,236
敷金及び保証金	257,855	自己株式	△5,529
ゴルフ会員権	20,035	**評価・換算差額等**	2,004
その他	198	その他有価証券評価差額金	2,004
貸倒引当金	△7,663	純資産合計	2,369,786
資産合計	3,764,654	**負債・純資産合計**	3,764,654

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

自　2025年4月1日　至　2026年3月31日

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		
ソリューション売上高	2,070,787	
モバイル売上高	3,069,539	5,140,326
売上原価		
ソリューション売上原価	1,157,942	
モバイル売上原価	1,856,693	3,014,636
売上総利益		2,125,690
販売費及び一般管理費		1,650,695
営業利益		474,994
営業外収益		
受取利息	610	
受取配当金	900	
受取家賃	2,540	
その他	2,223	6,275
営業外費用		
支払利息	13	
雑損失	4,849	
その他	44	4,908
経常利益		476,361
税引前当期純利益		476,361
法人税、住民税及び事業税	188,297	
法人税等調整額	△28,123	160,174
当期純利益		316,186

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

自　2025年４月１日　至　2026年３月31日

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
						繰越利益剰余金			
当期首残高	204,200	4,200	136,130	140,330	50,543	1,727,929	1,778,472	△5,529	2,117,473
事業年度中の変動額									
剰余金の配当	–	–	–	–	–	△65,879	△65,879	–	△65,879
当期純利益	–	–	–	–	–	316,186	316,186	–	316,186
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	–	–	–	–	–	–	–	–	–
事業年度中の変動額合計	–	–	–	–	–	250,307	250,307	–	250,307
当期末残高	204,200	4,200	136,130	140,330	50,543	1,978,236	2,028,780	△5,529	2,367,781

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	2,004	2,004	2,119,478
事業年度中の変動額			
剰余金の配当	–	–	△65,879
当期純利益	–	–	316,186
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	–	–	–
事業年度中の変動額合計	–	–	250,307
当期末残高	2,004	2,004	2,369,786

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年５月25日

協立情報通信株式会社
　取締役会　御中

城南監査法人
東京都渋谷区
指定社員
業務執行社員　公認会計士　山野井　俊明
指定社員
業務執行社員　公認会計士　加藤　　尽

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、協立情報通信株式会社の2025年４月１日から2026年３月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

第61期監査報告書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第61期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)監査役会は、監査の方針、職務の分担等を決め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)各監査役は、監査役会が定めた「監査役監査基準」に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室、その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会、実務役員会、リスク・コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席し意見を述べるとともに、取締役、内部監査室及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた「内部統制システムに係る監査役監査の実施基準」に準拠し、取締役及び使用人等から定期的にその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、監査意見を表明いたしました。また、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告をうけ、必要に応じて説明を求めました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受けるとともに、「2026年3月期 監査及び期中レビュー計画説明書」による説明を受け、必要に応じて確認を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人城南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年５月25日

協立情報通信株式会社　監査役会

常勤監査役　藤瀬　英明　㊞

社外監査役　茂呂　眞　㊞

社外監査役　竹岡　哲朗　㊞

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議　　案　取締役７名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（７名）は任期満了となります。つきましては、取締役７名（うち２名は社外取締役）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	佐々木　茂　則（ささき　しげ　のり） (1935年１月20日生) 再任	1965 年 6 月　協立電設株式会社（現 当社）を設立 　当社 代表取締役社長 1968 年 3 月　佐々木総業株式会社（現 日茂株式会社）を設立 　代表取締役（現） 2017 年 5 月　当社 代表取締役会長 2020 年 3 月　当社 代表取締役会長 兼 営業本部長 2020 年 5 月　当社 代表取締役会長 兼 社長 2022 年 6 月　当社 代表取締役社長 2023 年 6 月　当社 代表取締役会長 2023 年 10月　当社 代表取締役会長 兼 社長 2025 年 6 月　当社 取締役会長（現） （重要な兼職の状況） なし	360,773株

候補者 番　号	氏　　名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
2	ささき　おさむ 佐々木　修 (1973年1月16日生) 再任	1995年 4月　当社 入社 2011年 9月　当社 推進企画室長 2011年 9月　当社 推進企画室長 兼 関連業務部 マイクロソフト推進グループ長 2012年 3月　当社 会計情報ソリューション事業部 ＣＥグループ長 2013年 3月　当社 経営企画室長 2014年 1月　当社 会計情報ソリューション事業部長代理 2014年 6月　当社 会計情報ソリューション事業部長 2017年 5月　当社 執行役員 経営情報ソリューション事業部長 2018年 5月　当社 執行役員 モバイル統括部法人サービス部 情報ソリューショングループ 2019年 5月　当社 執行役員 営業本部 情報活用促進・企画部長 2020年 3月　当社 執行役員 管理本部長 2020年 9月　当社 執行役員 営業本部 新宿支店長 2021年 5月　当社 取締役 執行役員 情報通信システム部長 兼 新宿支店長 2021年 10月　当社 取締役 執行役員 モバイル統括部長 2022年 6月　当社 取締役 執行役員 モバイル事業部長 2023年 6月　当社 取締役社長 執行役員 モバイル事業部長 2023年 10月　当社 取締役副社長 執行役員 DX人財育成事業担当 モバイル事業部管掌 2024年 6月　当社 常勤監査役 2025年 6月　当社 代表取締役社長（現） （重要な兼職の状況） なし	1,700株

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
(生年月日)</th><th>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th><th>所有する当社
の株式の数</th></tr>
<tr><td>3</td><td>さかい　ざわ　あきら
堺　澤　　顕
(1972年5月9日生)
再任</td><td>1996年 4月　当社 入社
1996年11月　当社 東京新宿支店 情報通信システム営業部
2004年 6月　当社 情報ソリューションサービス事業部
情報ソリューション営業部
2006年12月　当社 東京新宿支店
情通システムソリューション営業部
2007年 8月　当社 ビジネス情報ソリューション事業部
情報ソリューション営業部
2013年 3月　当社 会計情報ソリューション事業部 グループ長
2019年 3月　当社 営業本部 経営情報ソリューション部長
2020年 3月　当社 執行役員 営業本部
経営情報ソリューション部長
2021年 5月　当社 執行役員 経営情報ソリューション部長
2022年 6月　当社 取締役 執行役員
経営情報ソリューション部長
2024年 6月　当社 常務取締役 執行役員
経営情報ソリューション部長（現）

（重要な兼職の状況）
なし</td><td>200株</td></tr>
<tr><td>4</td><td>わた　なべ　ただし
渡　辺　正　志
(1967年8月23日生)
再任</td><td>1989年 4月　当社 入社
2008年 8月　当社 情報ソリューション営業部 課長
2011年 2月　当社 法人モバイル営業本部 課長
2011年 9月　当社 情報通信システム事業部
ソリューション営業２グループ長
2015年 3月　当社 ドコモ事業部 法人営業部長
2017年 9月　当社 営業本部 情報通信ソリューション部長
2018年 4月　当社 情報通信システム部長
2020年 3月　当社 執行役員 情報通信システム部長
2021年 5月　当社 モバイル統括部 法人サービス部
開発営業担当部長
2022年 4月　当社 執行役員 モバイルソリューション推進部長
2023年 6月　当社 取締役 執行役員 情報通信システム部長
兼 新宿支店長
2023年 9月　当社 取締役 執行役員 モバイル事業部 法人サービス部
モバイルソリューション推進部長
2024年 6月　当社 執行役員 モバイル事業部 法人サービス部長
2025年 6月　当社 取締役 執行役員 モバイル事業部長
兼 法人サービス部長（現）

（重要な兼職の状況）
なし</td><td>1,600株</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	ふじ い はる と 藤 井 晴 人 (1971年8月8日生) 再任	1993年 4月 当社 入社 2012年 5月 当社 情報通信システム事業部 神奈川支店 グループ長 2014年 6月 当社 情報通信システム事業部 新宿営業所 グループ長 2019年 2月 当社 情報通信システム部 情報通信システムサービスグループ長 2020年 10月 当社 情報通信システム部 情報通信システム営業グループ 営業統括グループ長 2021年 9月 当社 情報通信システム部長代行 2021年 10月 当社 情報通信システム部長 2021年 12月 当社 執行役員 情報通信システム部長 2023年 9月 当社 執行役員 情報通信システム部長 兼 新宿支店長 2024年 6月 当社 取締役 執行役員 情報通信システム部長 兼 新宿支店長 公共情報通信システム部管掌 2025年 10月 当社 取締役 執行役員 情報通信システム部長（現） 公共情報通信システム部管掌（現） （重要な兼職の状況） なし	200株
6	ほり もと かつ のり 堀 本 勝 敬 (1963年8月21日生) 再任	1988年 4月 ソニー株式会社 入社 2001年 1月 ソニープロテクノサポート株式会社 取締役 2008年 4月 同社 代表取締役社長 2018年 12月 東京大学エクステンション株式会社 代表取締役社長 2020年 7月 個人事業主として、企業、投資ファンド会社等よりビジネスコンサルティング受託 2021年 5月 当社 社外取締役（現） 2022年 3月 株式会社バルテックフィールドサービス 代表取締役 2026年 4月 PGV株式会社 社外取締役（現） （重要な兼職の状況） なし	0株

候補者番　号	氏　　名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
7	伊藤行正（いとう ゆきまさ） (1955年9月16日生) 再任	1980年 4月　日本電信電話公社 　（現：日本電信電話株式会社）入社 1991年 7月　NTTアメリカ株式会社 1994年 7月　NTTPCコミュニケーションズ株式会社 1997年11月　NTT国際通信株式会社 1999年10月　Verio社 　（現：エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社） 　取締役 2007年 6月　エヌ・ティ・ティラーニングシステムズ株式会社 取締役 2014年 4月　一般財団法人自治体衛星通信機構 専務理事 2019年10月　スカパーJSAT株式会社 顧問 2020年 7月　エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 特別参与 2020年10月　株式会社ライトワークス 社外監査役 2022年 4月　株式会社ライトワークス 常勤監査役 2022年 6月　当社 社外取締役（現） （重要な兼職の状況） なし	0株

（注）1. 佐々木茂則氏は、当社の会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。なお、同氏は当社の親会社等の子会社等である日茂株式会社の代表取締役であります。

2. 堀本勝敬氏 及び 伊藤行正氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。

3. 堀本勝敬氏 及び 伊藤行正氏を社外取締役候補者として選任した理由並びに各氏に期待される役割は以下のとおりです。

(1) 堀本勝敬氏につきましては、数社の法人設立と代表取締役社長を歴任するなど、企業経営における幅広い経験と見識並びに新規事業の高い遂行力とビジネスモデリングの能力を有しており、また、人の個性を活かしながら組織を目標に導くマネジメント力とその豊富な人脈に基づき、客観的で高度な視野から、当社の事業運営に対し助言していただくことを期待したためです。

(2) 伊藤行正氏につきましては、NTTグループ会社での取締役経験をはじめとした、企業経営に関する専門的な知識と幅広い見識並びに通信システム関連の幅広い経験と知識を持ち、客観的で高度な視野から、当社の事業運営に対して助言していただくことを期待したためです。

4. 堀本勝敬氏 及び 伊藤行正氏は現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、堀本勝敬氏は本総会の終結の時をもって５年となり、伊藤行正氏は本総会の終結の時をもって４年となります。また、当社は、堀本勝敬氏 及び 伊藤行正氏を独立役員として東京証券取引所及び名古屋証券取引所に届け出ておりますが、両氏の再任をご承認いただける場合は、引き続き独立役員とする予定であります。

5. 当社は堀本勝敬氏 及び 伊藤行正氏と、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令に定める限度額に限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低限度額であります。なお、両氏の再任をご承認いただいた場合は、当該契約を継続する予定であります。

以　上

株主総会会場ご案内図

場　所：ホテル アジュール竹芝　14階「天平の間」
住　所：東京都港区海岸一丁目11番２号
電　話：03-3437-2011（代）

〔交通のご案内〕
JR山手線・京浜東北線浜松町駅（北口）より徒歩７分
都営地下鉄浅草線・大江戸線大門駅（B2出口）より徒歩８分
東京臨海新交通「ゆりかもめ」竹芝駅（東口）より徒歩１分

FSC　www.fsc.org　ミックス　紙｜責任ある森林管理を支えています　FSC® C022915
VEGETABLE OIL INK　この印刷物は、植物油のインキを使って印刷しております。
UD FONT　ユニバーサルデザイン（UD）の考え方に基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

電子提供措置の開始日2026年６月１日

第61期定時株主総会
その他の電子提供措置事項
（交付書面省略事項）

個　別　注　記　表

（2025年４月１日から2026年３月31日まで）

協立情報通信株式会社

個　別　注　記　表

Ⅰ．重要な会計方針に係る事項に関する注記

1．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式以外のもの・・ 時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

商品（携帯電話本体）、仕掛品・・・・・・・・個別法

商品（携帯電話付属品）、原材料及び貯蔵品・・先入先出法

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産・・・・ 定率法を採用しております。
（リース資産を除く） 但し、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年４月１日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	３～50年
工具、器具及び備品	３～20年

(2) 無形固定資産・・・・ 定額法を採用しております。
（リース資産を除く） なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用ソフトウェア　５年

(3) リース資産・・・・・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金・・・・・	債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
(2) 賞与引当金・・・・・	従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。
(3) 退職給付引当金・・・	従業員の退職金の支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（簡便法）の見込額に基づき計上しております。

4．収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりです。

当社は、ソリューション事業とモバイル事業の２つの事業セグメントで構成しております。

当社の顧客との契約から生じる収益は、主にソリューション事業における通信インフラ、情報インフラ及び基幹業務システムの構築・工事・保守・運用等のサービスによるものであり、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、期間がごく短い契約を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。進捗度は主に工事原価総額の見積りに対する実際発生原価の割合（原価比例法）によるインプット法に基づいて算定しております。

また、システム機器及びモバイル機器関連等の商品の販売等により、一時点で履行義務が充足される契約については、顧客がこれを検収した一時点で収益を認識しております。

なお、商品の販売等のうち、当社が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

Ⅱ．会計上の見積りに関する注記

1．当社における店舗等の固定資産の減損

当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	420,431千円
うちモバイル事業における有形固定資産	28,251千円
無形固定資産	4,464千円
うちモバイル事業における無形固定資産	396千円

2．その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社はモバイル事業、ソリューション事業を営むために、店舗設備や管理システム等を保有しております。事業用資産については事業の区分に基づき、各事業の拠点を単位としてグルーピングを行い、遊休資産については個々の物件単位でグルーピングを行っております。

各資産又は資産グループについて減損の兆候があると認められる場合には、将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回った場合に減損損失の認識が必要になります。減損損失の認識が必要と判定した場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

将来キャッシュ・フローの見積りは、事業環境や将来の業績見通しの悪化、事業戦略の変化等、決算時点で入手可能な情報や外部資料に基づき、各資産グループの現在の使用状況等を合理的に判断し、算定しております。

これらの見積りにおいて用いた仮定が、将来の不確実な経済条件の変動等により、仮定の見直しが必要となった場合、翌事業年度の固定資産の減損損失の金額に重要な影響を与える可能性があります。

Ⅲ．貸借対照表に関する注記

1．担保資産及び担保付債務

(1) 担保に提供している資産は次のとおりであります。

該当事項はありません。

(2) 担保付債務は次のとおりであります。

該当事項はありません。

2．有形固定資産の減価償却累計額　　604,085千円

3．当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行５行と当座貸越契約を締結しております。

当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額	800,000千円
借入実行残高	－
差引額	800,000千円

4．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

該当事項はありません。

Ⅳ．損益計算書に関する注記

1．関係会社との取引高

該当事項はありません。

Ⅴ．株主資本等変動計算書に関する注記

1．当事業年度末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　1,205,600 株

2．当事業年度末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式　7,796 株

3．配当に関する事項

(1) 配当支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年５月14日 定時取締役会	普通株式	65,879千円	55円	2025年３月31日	2025年６月９日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2026年５月13日開催の定時取締役会において次のとおり決議いたしました。

配当金の総額	77,857 千円
配当原資	利益剰余金
１株当たり配当額	65円
基準日	2026年３月31日
効力発生日	2026年６月５日

4．当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

Ⅵ. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	48,383千円
棚卸資産	1,401千円
未払事業所税	2,035千円
未払事業税	9,331千円
退職給付引当金	81,265千円
減損損失	144,139千円
ゴルフ会員権評価損	14,874千円
資産除去債務	16,560千円
その他	17,577千円
繰延税金資産　小計	335,568千円
評価性引当額	△140,160千円
繰延税金資産　合計	195,408千円
繰延税金負債	
資産除去債務	2,239千円
その他有価証券評価差額金	922千円
繰延税金負債　合計	3,162千円
繰延税金資産の純額	192,245千円

Ⅶ．金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、運転資金（主として短期）及び設備投資に必要な資金を調達しております。一時的な余剰資金の運用については安全性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である「受取手形」「売掛金」「契約資産」「リース投資資産」については、顧客の信用リスクを負っております。

「投資有価証券」は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクを負っております。

「敷金及び保証金」については、そのほとんどが事務所及び小売店の賃貸借契約にあたり差し入れた敷金及び保証金であり、差入先の信用リスクを負っております。

営業債務である「支払手形」「買掛金」については、そのほとんどが２か月以内の支払期日であります。

「リース債務」については、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものです。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、個別案件ごとに取引先の状況をモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに財務状態の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価等の算定においては変動要素を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

2026年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
（1）投資有価証券	11,650	11,650	－
（2）敷金及び保証金	257,855	190,430	△67,424
資産計	269,505	202,080	△67,424

(※1) 「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「契約資産」「支払手形」「買掛金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

3．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：

観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	11,650	―	―	11,650
資産計	11,650	―	―	11,650

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	―	190,430	―	190,430
資産計	―	190,430	―	190,430

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプット説明

投資有価証券

活発な市場における相場価格を用いて上場株式を評価しており、レベル１の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、その将来キャッシュ・フローと国債の利率（国債の利率がマイナスの場合は、割引率をゼロとしています。）等適切な指標に基づく利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

Ⅷ. 収益認識に関する注記

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		
	ソリューション事業	モバイル事業	合計
法人系	2,032,542	1,002,785	3,035,327
コンシューマー系	－	2,066,754	2,066,754
顧客との契約から生じる収益	2,032,542	3,069,539	5,102,081
その他の収益	38,244	－	38,244
外部顧客への売上高	2,070,787	3,069,539	5,140,326

2．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「Ⅰ.重要な会計方針に係る事項に関する注記　4．収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	679,833	793,648
契約資産	－	－
契約負債	44,852	45,418

契約資産は、主に通信インフラ、情報インフラ及び基幹業務システム等における、構築・工事・保守・運用等に関する進捗度の測定に基づいて認識した収益に係る未請求売掛金であり、顧客の検収時に売上債権に振り替えられます。

契約負債は、主に顧客からの前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額の内、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は40,922千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当事業年度末時点において当初に予想される契約期間が一年を超える契約について重要な影響がないため、記載を省略しております。

Ⅸ．関連当事者との取引に関する注記
該当事項はありません。

Ⅹ．賃貸等不動産に関する注記
重要性が乏しいため、記載事項を省略しております。

Ⅺ．１株当たり情報に関する注記

１．１株当たり純資産額	1,978円44銭
２．１株当たり当期純利益	263円97銭

Ⅻ．重要な後発事象に関する注記
該当事項はありません。